

第 B 3 作 業 班 設 置 要 綱

1996 年（平成 8 年）11 月 19 日
第 9 回規格会議決定

1 設置

規格会議運営細則第 18 条の規定に基づき、「FM 多重放送の運用上の標準規格（A R I B S T D - B 3）」の維持改訂について審議するため、第 B 3 作業班を設置する。

2 審議事項

第 B 3 作業班は、FM 多重放送の運用上の標準規格に関する改訂等の原案を審議する。

3 構成

第 B 3 作業班は、規格会議運営細則第 19 条第 1 項の規定に基づき、委員長が指名した者によって構成する。

ただし、委員長は、必要に応じ、学識経験者又は関連団体の代表を客員として第 B 3 作業班へ参加させることができる。

4 主任等

- (1) 第 B 3 作業班に主任 1 名及び必要に応じ副主任 1 名を置く。
- (2) 主任は、第 B 3 作業班において互選により定め、副主任は主任が指名する。
- (3) 主任は、第 B 3 作業班を主宰する。
- (4) 主任に事故があるときは、副主任がこれに代わる。

5 設置期間

第 B 3 作業班は、別に規格会議が定める日までの間設置する。

6 委任

第 B 3 作業班の運営に関し必要な事項は、第 B 3 作業班において定める。